

プレスリリース [2025 年 9 月 30 日]

(計 2 枚)

町田市内の東京都水道局区域外給水地域に対する 水道料金の基本料金無償臨時措置給付金について

市内一部地域で東京都以外の自治体の水道を利用しており、東京都が今夏実施した水道料金の基本料金無償臨時特別措置の対象外となった方に対し、「町田市水道料金に係る基本料金無償臨時措置給付金」を支給します。

■ 対象者

2025 年 9 月 1 日時点で、市内在住または市内に事業所を有する方のうち、以下のどちらの条件にも該当する方

- ・ 東京都水道局以外（神奈川県営水道、横浜市水道局、川崎市上下水道局）と 25 mm以下の水道口径に係る水道契約を締結している方
- ・ 基本料金の減免を受けていない方

■ 対象地域

小山町の一部、能ヶ谷六丁目の一部、能ヶ谷七丁目の一部、三輪町の一部、つくし野四丁目の一部

※上記の地域以外にも、東京都水道局以外の検針票をお持ちの方は対象になる可能性があります。

■ 対象件数 約 50 件

■ 給付金額

2025 年 9 月 1 日時点における、水道料金の基本料金月額 4 か月分に相当する額及び使用水量 5 m³までの従量料金月額 4 か月分に相当する額

給水地域		給付金額
神奈川県営水道		3,806 円
横浜市水道局	水道口径 13mm	3,784 円
	水道口径 20mm	3,806 円
	水道口径 25mm	3,828 円
川崎市上下水道局		2,332 円

■ 申請期間

2025 年 11 月 28 日（金）まで

※申請書が届き次第、順次、内容を確認して給付予定

■ 申請方法

郵送または窓口申請

■ その他

詳細については、町田市ホームページ「【都以外の水道利用者】水道料金に係る基本料金無償臨時措置給付金」をご覧ください。

（トップページ＞暮らし＞水道・下水道＞【都以外の水道利用者】水道料金に係る基本料金無償臨時措置給付金）

U R L : <https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/suido/kihonryoukinrinjikyuuuhtml>

■ 本件に関する問い合わせ先

【給付金の申請に関するお問い合わせ先】

下水道部下水道経営総務課 課長 高田 TEL 042-724-4295

【水道料金の基本料金無償臨時措置に関するお問い合わせ先】

政策経営部企画政策課 課長 石井 TEL 042-724-2103